

令和 6 年度草津市農業振興計画審議会 次第

日 時：令和 6 年 8 月 2 6 日（月） 1 0 時 0 0 分～

場 所：草津市役所 4 階行政委員会室

1 開 会

2 新委員紹介

3 第 2 次草津市農業振興計画概要説明

第 2 次草津市農業振興計画の成果目標と進捗管理について

資料 1

令和 6 年度の第 2 次草津市農業振興計画に基づく取組予定について

資料 2

4 質疑応答

5 閉 会

「本日の審議のポイント」

①今後の計画の進捗管理にあたり、各取組事業について**改善点があるかどうかのご確認をお願いします。**

②第 2 次草津市農業振興計画の各取組事業について、**令和 6 年度に実施を予定している内容のご確認をお願いします。**

■配布資料

・次第

・草津市農業振興計画審議会委員名簿

・配席図

・草津市附属機関運営規則（抄）

・第 2 次草津市農業振興計画概要版

・資料 1 第 2 次草津市農業振興計画の成果目標と進捗管理について

・資料 2 - 1 第 2 次草津市農業振興計画に基づく取組予定について（基本方針 1）

・資料 2 - 2 第 2 次草津市農業振興計画に基づく取組予定について（基本方針 2）

・資料 2 - 3 第 2 次草津市農業振興計画に基づく取組予定について（基本方針 3）

草津市農業振興計画審議会委員名簿

(敬称略、赤字は新委員)

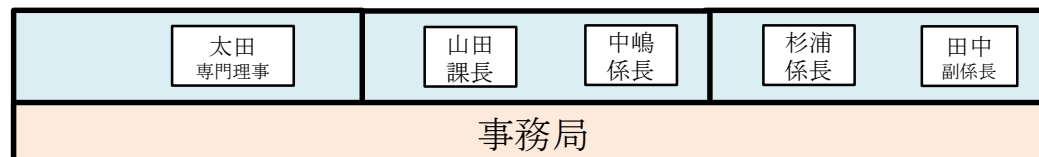
分野	氏名	役職
学識経験者	金子 あき子	龍谷大学農学部食料農業システム学科 講師
学識経験者	松原 豊彦	立命館大学食マネジメント学部 教授
公募市民	飯田 英子	公募委員
公募市民	岡崎 華歩	公募委員
公募市民	廣田 治子	公募委員
農業従事者	木村 由紀夫	草津市野菜出荷連絡協議会 会長
農業従事者	田中 治嗣	指導農業士
農業委員	堀 裕子	草津市農業委員
農地利用最適化推進委員	辻 善一	草津市農地利用最適化推進委員
関係団体から選出	速水 宣胤	滋賀県立湖南農業高等学校 校長
関係団体から選出	中嶋 慶喜	草津市観光物産協会 副会長
関係団体から選出	箕浦 啓太	株式会社平和堂生鮮食品事業部 青果課バイヤー
関係団体から選出	吉川 彰治	レーク滋賀農業協同組合 経営管理委員会 委員
関係行政機関	村山 浩稔	農林水産省近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官
関係行政機関	土井 寿美	滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課 課長補佐

(任期：令和7年10月5日まで)

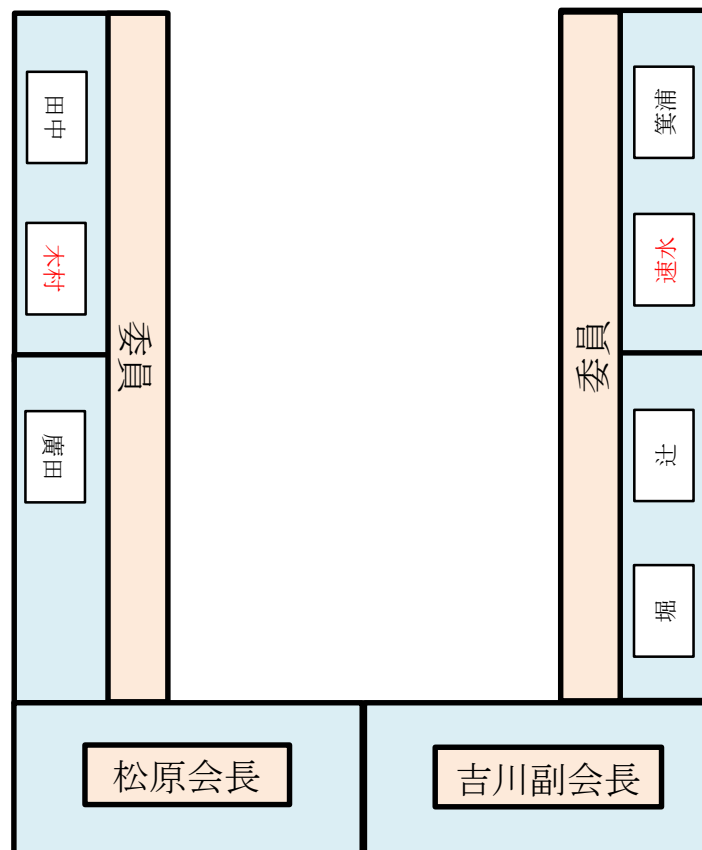
令和6年度草津市農業振興計画審議会
配席図（行政委員会室）

傍聴席

出入口



窓側



廊下側

出入口

※敬称略、赤字は新委員

○草津市附属機関運営規則（抄）

平成25年4月1日

規則第35号

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる市長の附属機関（別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

（委員長等）

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織(以下「分科会等」という。)を置き、担任事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

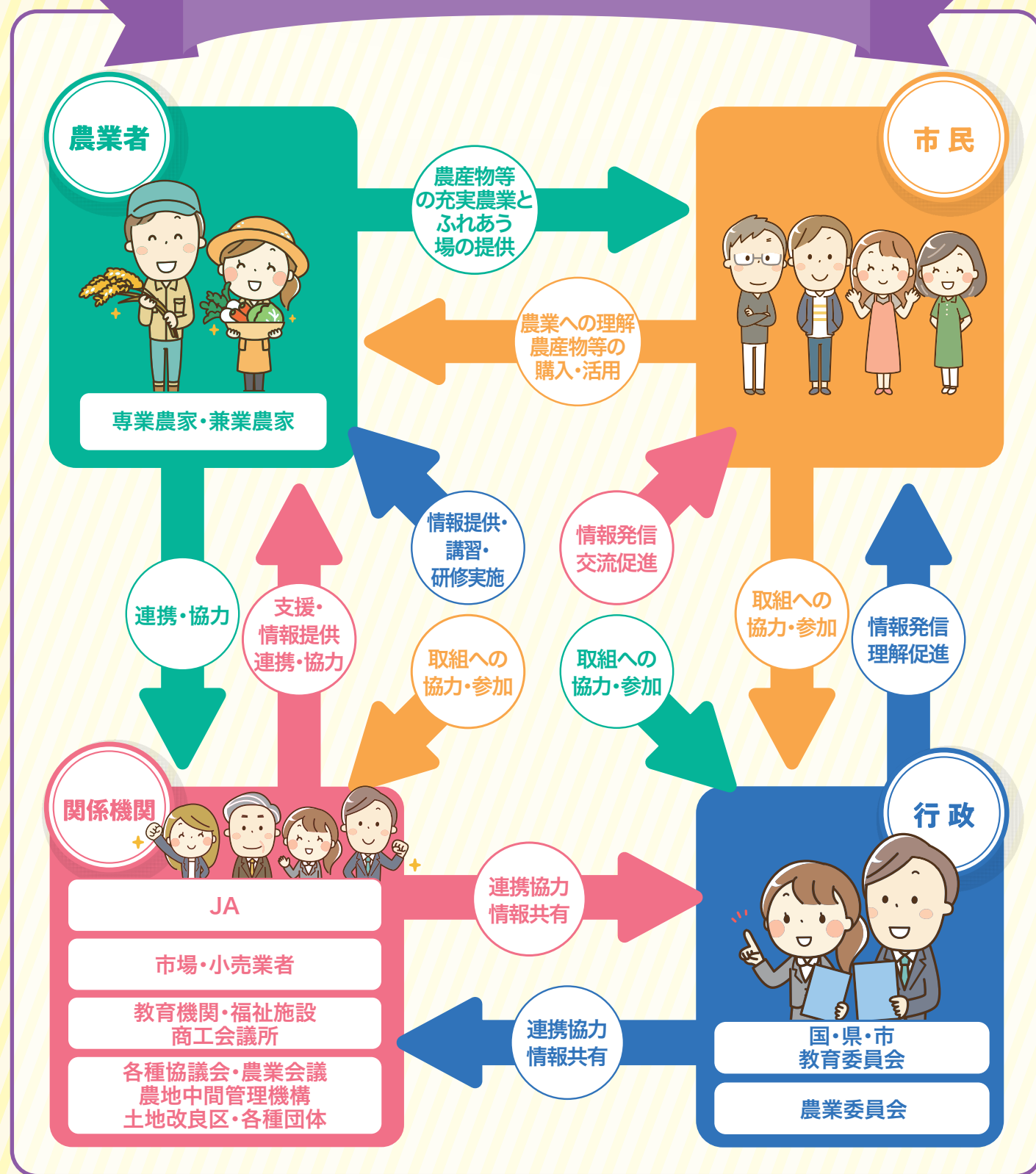
(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

別表第 1 （第 2 条、第 1 0 条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市農業振興計画 審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 農業従事者 (4) 農業委員 (5) 農地利用最適化推進委員 (6) 関係する団体から選出された者 (7) 関係行政機関の職員 (8) その他市長が必要と認める者	環境経済部農林水 産課

計画の推進体制



第2次 草津市農業振興計画

【概要版】

目標
年度

令和
14年度
(2032年度)

令和4年 3月策定
(2022年)

計画策定の趣旨

草津市における農業の振興に関する方向性や、具体的な取り組みを計画的に推進し、さらなる農業の成長やまちの発展を目指します。

計画策定の背景

現在、農業者の高齢化や減少、宅地化の進展等といった要因によって、農地が減少するなどの傾向があることに加え、気候変動の影響等、新たな脅威も懸念されています。

一方で、AI、IoT等の技術革新による生産性の向上や、グローバル化による海外マーケットのさらなる拡大等、農業の成長産業化が進行しており、また、様々な人材が農業に関わる「田園回帰」の動きもみられるようになってきています。

本市における施策・事業の推進状況を踏まえ、農業を取り巻く環境の変化に対応するため、「第2次草津市農業振興計画」を策定しました。

未来につなぐ草津の『農業』

『農』がうるおす健幸なまち

農業者、市民、関係機関、行政等の多様な主体が農業に関わることによって、草津の農業を次世代につなげていくとともに、『農』の活用を教育、観光など多様な分野に拡大し、草津の暮らしに広く浸透することで、健やかで幸せに過ごせるまちの実現を目指します。

基本方針 1

農地の保全と生産基盤の強化

草津市の農業を次世代へと継承し、持続的に発展させていくために、土地改良施設の計画的な改修を進める等、農地の保全に努め、効率的な営農環境を維持します。また、農業者、土地改良区、行政等、様々な主体が連携し、農地の活用を円滑に進めるための基盤の強化を進めます。

成果目標	担い手への農地集積率	R2(現況)	R8(中間)	R14(目標値)
		54.8%	65.0%	75.0%
	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業取組団体の活動面積	R2(現況)	R8(中間)	R14(目標値)
		526ha	545ha	598ha

基本施策	取組事業
① 効率的な営農環境の整備	●土地改良事業の推進 ●土地改良施設の計画的な更新 ●土地改良施設の適正管理の推進
② 計画的な農地保全と活用の推進	●優良農地の保全 ●有害鳥獣対策の推進 ●耕作放棄地の解消 ★農地の集積・集約化【新規】
③ 農地の多面的機能の発揮	★地域ぐるみで農地保全活動の推進 ●農地の多様な活用の推進

※重点事業は★

基本方針 2

人材の確保・育成と農業経営の強化

経営形態の法人化や農業に関心を持つ方、女性の農業への参画推進等により、幅広い人材の確保に努めます。また、農業所得の向上に向けて、スマート農業や高収益作物の栽培の推進等により、農業経営基盤の育成・強化を進めます。併せて、産地の認知度向上や高付加価値化の取組により、草津市産農産物が広く求められ、消費拡大および農業者の収益向上につながるよう努めます。

成果目標	認定農業者数	R2(現況)	R8(中間)	R14(目標値)
		61経営体	66経営体	72経営体
	高収益作物の耕作面積	R2(現況)	R8(中間)	R14(目標値)
		75.9ha	82.5ha	94.5ha

基本施策	取組事業
① 多様な人材の確保	●新規就農者の受け入れ体制の整備【新規】 ●就農定着に向けた支援の充実【新規】 ●女性農業者の参画の推進【新規】
② 活力ある担い手の育成	★支援制度の活用推進 ●農業経営に関する研修・講習の実施 ●中・小規模農家の支援 ●経営継承の推進【新規】
③ 生産性向上と販路の拡大	●スマート農業の推進【新規】 ★農業所得の向上 ●GAPによるより良い農業経営の実現 ●気候変動、感染症等リスクへの対策強化【新規】
④ ブランド強化の推進	●草津ブランドの強化【新規】

基本方針 3

『農』を通じたつながりの拡大

関係機関が連携し、市民が「農」や農産物の「魅力」や「良さ」、農地の持つ「多面的機能」への理解と共感を深めることで、『農』を通じたつながりの拡大に努めます。また、消費地も有する草津市の特性を生かし、環境と調和した豊かな市民生活を創造します。

成果目標	地元の農産物を購入するよう心がけている市民の割合	R2(現況)	R8(中間)	R14(目標値)
		51.9%	55.0%	60.0%
	農業体験に参加した人数	R2(現況)	R8(中間)	R14(目標値)
		1,747人	2,000人	2,300人

基本施策	取組事業
① 地産地消の推進	●草津市産農産物の流通拡大 ★草津市産農産物の利用拡大
② 情報発信・ふれあいの機会の推進	★情報発信の充実 ●市民農園の活用推進 ●グリーンツーリズムの推進【新規】 ●家庭菜園・ベランダ菜園の推進【新規】 ●農業振興拠点施設の機能の拡充【新規】 ●即売会等の実施 ●食農教育の充実
③ 異業種連携の強化	●関係機関との連携強化 ●農福・農商・農学の連携強化【新規】
④ 環境に配慮した農業の推進	●環境保全型農業の推進 ●資源循環型農業の推進【新規】

●第2次草津市農業振興計画の成果目標と進捗管理について

資料 1

成果目標		(計画策定時) R3年度	(初年度) R4年度	R5年度	(中間) R8年度	(目標) R14年度	※ 1 前年度比(%)	前年度実績値との 比較考察	※ 2 達成率(%)	目標達成のために 今後必要とされる取組
基本方針 1	担い手への農地集積率	58.6%	61.3%	65.1%	65.0%	75.0%	106.22%	担い手に対し、関係機関と連携し支援を行うとともに、各制度の周知や農地中間管理機構を通じた利用権の設定など、農地の利用集積を図ったことが成果として表れました。	86.80%	今後も農業基盤整備事業の実施や地域計画に伴う目標地図の作成を行い、担い手への更なる集積率の向上を図ります。
	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業取組団体の活動面積	524ha	524ha	524ha	545ha	598ha	100.00%	3町に対して事業説明を行い、引き続き実施に向けて検討いただいているところですが、現段階では実施に至っておりません。	87.63%	引き続き、新規で活動に取り組む団体の掘り起こしを進めるとともに、既存の活動団体が継続して事業に取り組めるよう草津水土地改良区と連携しながら、広域組織の体制強化を図る必要があります。
基本方針 2	認定農業者数	61経営体	61経営体	63経営体	66経営体	72経営体	103.28%	新たに2名が認定農業者になられ、また、認定新規就農者に対しても認定農業者に移行するよう呼びかけを行いました。	87.50%	各種支援を受けることが可能となる認定農業者のメリットを農業者に伝えるための取組の実施等を県やJALレーク滋賀と連携し、認定農業者の確保に繋がります。
	高収益作物の耕作面積	75.1ha	74.0ha	72.4ha	82.5ha	94.5ha	97.84%	国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行い、水田を活用した高収益作物作付推進の取組を行いました。高収益作物の耕作者数の減少等により、耕作面積は減少となりました。	76.61%	国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行うとともに、水田を活用した高収益作物の作付推進にかかる市の補助制度を整備し、高収益作物面積の増加に向けた取組を関係機関と連携し進めます。
基本方針 3	地元の農産物を購入するよう心がけている市民の割合	44.4%	45.5%	46.5%	55.0%	60.0%	102.20%	ブランド市の開催やBKC、友好交流都市との連携などPRや啓発につながるイベントへの出展を行い、市民の方が草津市の農産物に触れる機会が増加しました。	77.50%	草津ブランド市等の直売イベントを開催する他、ワークショップ、各イベントへの出展を実施し、市民の方が地元の農産物に触れる機会の提供を行います。
	農業体験に参加した人数	1,819人	2,030人	2,398人	2,000人	2,300人	118.13%	「はたけのこ体験事業」や市民の方に「ベランダ菜園講座」を実施しました。また、こども園等の幼児やその家族を対象に幅広い世代が参加したため、農に触れる機会が増加しました。	104.26%	「はたけのこ体験事業」では令和6年度以降の継続的な実施を目指すとともにベランダ菜園講座等も継続的に実施し、市民が農に触れる機会の増加を図ります。

※ 1 : 当該年度 / 前年度 × 100

※ 2 : 当該年度 / R14 × 100

※重点事業太字					
基本施策	取組事業	R 5取組予定	R 5取組実績	R 5進捗状況の考察・理由	R 6取組予定
効率的な営農環境の整備	土地改良事業の推進	・常盤北地区の農地整備事業を進めるため、令和6年度の事業採択に向け、地元事業実施委員会と調整を図ります。 ・馬場・山寺地区基盤整備事業について、新たに土地改良区を設立し、県営事業として着手を行います。	・常盤北地区の農地整備事業を進めるため、令和6年度に事業採択を受けるため、令和5年度申請の事業採択申請書作成に向け、地元事業実施委員会と調整を図りました。 ・馬場・山寺地区基盤整備事業について、新たに馬場山寺土地改良区を設立し、県営事業として着手しました。【新規】	・令和5年度の事業採択申請に必要な書類作成を地元事業実施委員会と進めることができました。 ・県営事業として実施設計や換地、評価事務に取り組みました。	・常盤北地区の農地整備事業を進めるため、令和6年度の事業採択に向け、地元事業実施委員会と調整を図り、県営事業として着手します。 ・県営事業として引き続き実施設計や換地、評価事務を進めながら、工事や換地原案の公表に向けて取り組みます。
	土地改良施設の計画的な更新	・草津用水2期地区事業として、常盤用水路・笠縫用水路の更新工事の早期完了に向けた支援を行います。 ・用水管など老朽化の進んでいる施設の更新事業の需要が高まっていることから、更新事業に対するの支援や補修への補助を行います。	・草津用水2期事業の常盤用水路・笠縫用水路の更新工事を支援しました。 ・用水管の更新事業として、草津用水湖辺事業が県営事業として新規採択を受け、事業着手しました。【新規】	・計画どおり県および草津用水土地改良区と連携しながら、草津用水2期事業、草津用水湖辺事業を進めることができました。	・草津用水2期地区事業として、常盤用水路・笠縫用水路・志津用水路の更新工事の早期完了に向けた支援を行います。 ・用水管の更新事業として、草津用水湖辺事業が県営事業として新規採択を受け、湖辺エリアの設計業務を支援します。
	土地改良施設の適正管理の促進	・草津用水土地改良区と連携し、土地改良施設の利用状況や管理体制の現状を把握し、適切な管理・運用を図ります。	・草津用水土地改良区と連携し、土地改良施設の適切な管理・運用を図りました。	・草津用水土地改良区に土地改良施設の管理、体制整備を支援したほか、電気代高騰に対しても支援を行いました。	・草津用水土地改良区と連携し、土地改良施設の利用状況や管理体制の現状を把握し、適切な管理・運用を図ります。
計画的な農地保全と活用の推進	優良農地の保全	・草津農業振興地域整備計画に基づき、農業振興地域内農用地の無秩序な土地利用や耕作放棄地等による農用地のかい廃を防ぎ、農用地を営農に適した良好な状態で確保するとともに、農業生産の向上を図るための土地改良施設の維持を行うことで、優良農地の保全に努めます。	・草津農業振興地域整備計画に基づき、農業振興地域内農用地の無秩序な農用地のかい廃を防ぎました。 農振除外件数：2件 825㎡ 農振編入件数：1件 800㎡ 軽微変更件数：1件 180㎡	・農業振興地域内の農用地（青地）は優良農地として保全すべき土地であることから、案件ごとに除外の必要性・代替性の有無を判別しました。	・草津農業振興地域整備計画に基づき、農業振興地域内農用地の無秩序な土地利用や耕作放棄地等による農用地のかい廃を防ぎ、農用地を営農に適した良好な状態で確保するとともに、農業生産の向上を図るための土地改良施設の維持を行うことで、優良農地の保全に努めます。
	有害鳥獣対策の推進	・有害鳥獣の捕獲を行う団体や地域と連携し、一斉捕獲、集落環境点検等を行います。 ・有害鳥獣の捕獲を効率的かつ適正に行うため、狩猟免許取得者の確保に向けた免許の取得をHP等で周知し、取得者確保に繋がります。 ・農作物への鳥獣被害調査を行い、有害鳥獣の捕獲を行う団体と連携して、効果的な捕獲等を行います。	・有害鳥獣の捕獲を行う団体や地域と連携し、一斉捕獲を行いました。 ・狩猟免許取得者の確保に向け、免許取得に係る支援を行いました。が狩猟免許取得者の確保にいたりませんでした。 ・農作物への鳥獣被害調査を行い、鷹匠による追い払い【新規】をするなど、効果的な防除を行いました。 【捕獲実績】 R5 獣類：1頭、小動物：33頭、鳥類：18羽	・有害鳥獣の捕獲を行う団体や地域と連携し、一斉捕獲や集落環境点検等を行う必要があります。 ・狩猟免許取得者確保の取組を継続する必要があります。 ・農作物への鳥獣被害調査を行い、効果的な防除を行う必要があります。	・有害鳥獣の捕獲を行う団体や地域と連携し、一斉捕獲や集落環境点検等を行います。 ・有害鳥獣の捕獲を効率的かつ適正に行うため、狩猟免許取得者の確保に向けた免許の取得をHP等で周知し、取得者確保に繋がります。 ・農作物への鳥獣被害調査を行い、有害鳥獣の捕獲を行う団体と連携して、効果的な捕獲等を行います。
	耕作放棄地の解消	・耕作放棄地の所有者に対する指導を行います。 ・「新規就農者サポート体制構築事業」の実施に向けて、関係機関と連携して、体制構築に向けた準備を進めてまいります。	・農業委員による現地確認を行い、耕作放棄地の所有者に対して文書で指導を行いました。 ・県やJAとの関係機関連携会議を毎月実施し、新規就農者確保に向けた取組の協議を行いました。 耕作放棄地：4.8ha	・引き続き、耕作放棄地の所有者に対する指導を行っていく必要があります。 ・国の補助制度を活用した「新規就農者サポート体制構築事業」を計画し、関係機関と連携して、体制構築を進めていく必要があります。 ・引き続き、関係機関との協議を行い、新規就農者確保に向けた取組を進める必要があります。	・耕作放棄地の所有者に対する指導を行います。 ・「新規就農者サポート体制構築事業」の実施に向けて、関係機関と連携して体制構築を進めます。 ・就農相談員を設置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートします。【新規】
	※農地の集積・集約化	・地域計画の策定にあたり、集落等での話し合いを実施します。 ・新規就農者サポート窓口の推進を図ります。 ・老朽化した空きハウスが意欲のある担い手により利活用されるよう、ハウスの撤去処分費に対して支援を行います。	・農地の利用集積の取組として、担い手への地域計画に係る説明会や、意向調査を実施しました。 農地中間管理機構を通じた利用権等の設定件数：3,829筆 599.8ha ・認定農業者をはじめとした担い手への支援施策や講習会等について、県や湖南地域農業センターと連携し情報提供を行いました。また、市においても農業経営支援アドバイザーに講師を依頼し、法人化や農業経営等に関する講習会を実施しました。 ・農地利用に関する意向調査結果リストを活用し、農地の紹介をする相談体制を運用しました。 ・パイプハウス撤去・処分費補助金については、空きハウスの利活用を図るため、希望する農業者を募集しましたが、応募がなく、空きハウスの利活用を進めることができませんでした。	・担い手への説明会や意向調査結果を踏まえ、R6年度に地域計画を策定する必要があります。 ・関係機関連携会議や地域計画推進会議を月1回開催し、協議を行い、県やJA、農業委員会と情報の共有ができました。また、湖南地域農業センターに参画し、同センターが実施する研修会等に担い手が参加する機会を確保することができました。 ・パイプハウス撤去・処分費補助金については、中心経営体支援を目的とする取組を行いましたが、支援に至らなかったため、引き続き支援に向けた取組を行う必要があります。	・地域計画の策定にあたり、集落等での話し合いを実施します。【新規】 ・関係機関と連携し、担い手への支援や情報提供に努めます。 ・就農相談員を設置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートします。【新規】 ・老朽化した空きハウスが意欲のある担い手により利活用されるよう、ハウスの撤去・処分費に対して支援を行います。
農地の多面的機能の発揮	※地域ぐるみで農地保全活動の推進	・「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」を推進するため、新たな活動組織の立ち上げについて、調整および活動に対して理解を深めてもらうため、啓発を行います。	・新規組織立ち上げに向けた説明、案内を実施しました。 3組織（下笠町下出、長束町、芦浦町）	・令和6年度からの新組織立ち上げには繋がらなかったものの、未取組の集落には引き続き定期的に事業の案内を実施を行いました。	・「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」を推進するため、新たな活動組織の立ち上げについて、調整および活動に対して理解を深めてもらうため、啓発を行います。
	農地の多様な活用の推進	・青花紙の保存・伝承に関する啓発を行います。 ・草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたくあん漬け講習会を実施します。 ・「菜園セミナー」を実施し、農地の多面的機能の重要性について啓発します。 ・山田ねずみ大根の品評会を実施し、種の保存・伝承を行います。 ・農地の多面的機能について、市民の理解を深めてもらうため、ホームページにて啓発を行います。	・「青花紙保存会」と連携し、青花紙の保存・伝承に関する啓発を行いました。 ・草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたくあん漬け講習会や、立命館大学食マネジメント学部と連携し、栽培から加工・調理レシピ作りを実施することで、「山田ねずみ大根」の保存・伝承を図りました。 ・「菜園セミナー」を9月と11月、12月に開催し、各種イベント等を通じて、農地の多面的機能の重要性について啓発しました。 ・農地の多面的機能について、市民の理解を深めてもらうため、市ホームページに掲載しました。	・今後も継続して、「青花紙保存会」と連携し、青花紙の保存・伝承に関する啓発を行う必要があります。 ・今後も継続して、草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携した草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたくあん漬け講習会を実施し、伝統農産物の啓発を行う必要があります。 ・今後も継続して、「菜園セミナー」を開催し、農地の多面的機能の重要性について啓発する必要があります。	・青花紙の保存・伝承に関する啓発を行います。 ・草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたくあん漬け講習会を実施します。 ・「菜園セミナー」を実施し、農地の多面的機能の重要性について啓発します。 ・農地の多面的機能について、市民の理解を深めてもらうため、ホームページにて啓発を行います。

※重点事業太字					
基本施策	取組事業	R 5取組予定	R 5取組実績	R 5進捗状況の考察・理由	R 6取組予定
多様な人材の確保	新規就農者の受け入れ体制の整備	・「新規就農者サポート体制構築事業」の実施に向けて、関係機関と連携して、体制構築に向けた準備を進めてまいります。	・県やJAとの関係機関連携会議を毎月実施し、新規就農者確保に向けた取組の協議を行いました。 ・県、J A等と連携した相談窓口体制について、他市等の事例の調査・研究を行いました。	・令和6年度は、関係機関と連携して、体制構築に向けた準備を進めていく必要があります。	・「新規就農者サポート体制構築事業」の実施に向けて、関係機関と連携して、体制構築を進めます。 ・ 就農相談員を設置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートします。【新規】
	就農定着に向けた支援の充実	・新規就農者のニーズに合った仕組みづくりに向けて、関係機関と連携して、体制構築に向けた準備を進めてまいります。 ・担い手のニーズに合った就農定着支援を実施します。	・農業経営支援アドバイザーに講師を依頼し、法人化や農業経営等に関する講習会を実施しました。 回 数：2回 内 容：（第1回）法人化のメリットとデメリット 決算書の仕組みと簡単な経営分析について （第2回）法人化およびインボイス制度について 参加者：（第1回）15名（第2回）5名	・新規就農者のニーズを踏まえ、進める必要があります。 ・担い手のニーズを踏まえた講習会を実施する必要があります。	・新規就農者のニーズに合った仕組みづくりに向けて、関係機関と連携して、体制構築に向けた準備を進めてまいります。 ・ 就農相談員を設置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートします。【新規】 ・担い手のニーズに合った就農定着支援を実施します。
	女性農業者の参画の推進	・関係機関や他市事例を含めて、取組事例を収集し、今後の施策について調査・研究します。	・県内で活動されている「しが農業女子100人プロジェクト」から女性農業者の参画に関わる団体の取組事例を収集したほか、県で実施される女性農業者向け研修等の周知を行いました。	・女性農業者の参画について、関係機関や他市事例を含めて、引き続き情報収集や課題、就農ニーズについて調査研究を進めていく必要があります。	・関係機関や他市事例を含めて取組事例を収集し、滋賀県農林漁業担い手育成基金から意見を聞くなどし、今後の施策について調査研究します。
活力ある担い手の育成	※支援制度の活用推進	・「認定農業者制度」「家族経営協定」に関する内容を、市HP等を活用して内容を充実し、情報発信することで担い手確保等に努めます。 ・各種制度等を迅速に情報伝達できる枠組みについて検討を行います。	・認定農業者をはじめとした担い手への支援施策について情報提供を行いました。 ・新たに2名が認定農業者になられ、認定新規就農者に対しても認定農業者に移行するよう呼びかけを行いました。	・「認定農業者制度」「家族経営協定」に関する内容の情報発信について、効果的な情報発信の手法について検討を行う必要があります。 ・SNSを含め迅速な情報発信を行う必要があります。	・「認定農業者制度」「家族経営協定」に関する内容を、市HP等を活用して内容を充実し、情報発信することで担い手確保等に努めます。 ・各種制度等を迅速に情報伝達できる枠組みについて検討を行います。
	農業経営に関する研修・講習の実施	・担い手研修会の機会を活用した情報の発信を行うとともに、関係機関が行う研修や講習の情報発信を行います。 ・アンケート結果を基に、法人化の研修を計画します。	・担い手研修会の機会を活用し、事前に収集した情報の発信を行いました。 ・農業経営支援アドバイザーに講師を依頼し、法人化や農業経営等に関する講習会を実施しました。 回 数：2回 内 容：（第1回）法人化のメリットとデメリット 決算書の仕組みと簡単な経営分析について （第2回）法人化およびインボイス制度について 参加者：（第1回）15名（第2回）5名	・担い手研修会も含め、多様な手法で情報の発信を行う必要があります。	・担い手研修会の機会を活用した情報の発信を行うとともに、関係機関が行う研修や講習の情報発信を行います。
	中・小規模農家の支援	・中・小規模農家が農業を継続していけるような支援制度について、本市に合った支援方法の実施を検討します。 ・国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行います。 ・需給調整の推進により、市補助金の交付を行います。	・全集落に国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行いました。 ・需給調整の推進により、取組を行った集落へ市補助金の交付を行うとともに、平成30年以降、国の生産目標が廃止されたことや、担い手農家への支援の必要性を踏まえ、需給調整に伴う集落への市補助金の今後のあり方について検討を行いました。	・国の経営所得安定対策の加入推進のため、継続して周知を行う必要があります。 ・国の政策変更に伴い、市補助金についても見直しを行う必要があります。	・国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行います。 ・ 需給調整の取組に伴う集落への補助金は廃止し、販売農家における高収益作物等の作付に対する補助金に転換します。【新規】
	経営継承の推進	・国の経営継承・発展等支援事業補助金などの制度を活用し、円滑な経営の継承支援を行うとともに、「しがの農業経営相談所」と連携した相談支援を行います。	・経営継承・発展等支援事業について、事業提案を行いました。が、採択されず、補助金交付の実績はありませんでした。また、「しがの農業経営相談所」と連携し、研修を案内する等の相談支援を行いました。	・経営継承については、担い手農家の継承のタイミングもあるため、引き続き要望調査を行う必要があります。	・国の経営継承・発展等支援事業補助金などの制度を活用し、円滑な経営の継承支援を行うとともに、「しがの農業経営相談所」と連携した相談支援を行います。
生産性向上と販路の拡大	スマート農業の推進	・関係機関が実施するスマート農業研修会について、生産組合長会議や法人化研修会等の担い手が集まる会議において、周知やニーズ調査を行います。	・スマート農業に関する各種情報について、市HPへの掲載は行いませんでしたが、湖南地域農業センターが主催するスマート農業研修会について、農業者への周知を行いました。また、法人化研修会の案内時に、スマート農業に関するアンケート調査を実施しました。	・スマート農業に対する担い手農家のニーズを把握する必要があります。	・関係機関が実施するスマート農業研修会について、生産組合長会議や法人化研修会等の担い手が集まる会議において、周知やニーズ調査を行います。 ・ 既にスマート農業を導入している、また今後導入を検討している農業者へヒアリングを行い、スマート農業に関する方針を策定します。【新規】
	※農業所得の向上	・中・小規模農家が農業を継続していけるような支援制度について、他市の事例も調査し、本市に合った支援方法の検討を行います。	・国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行い、水田を活用した高収益作物作付推進の取組を行いました。が、高収益作物の耕作数等の減少等により、耕作面積は減少となりました。 水田を活用した高収益作物の作付面積：72.4ha ・平成30年以降、国の生産目標が廃止されたことや、担い手農家への支援の必要性を踏まえ、需給調整に伴う集落への市補助金の今後のあり方について検討を行いました。 ・ふるさと納税の返礼品に草津市産農産物やアオブナを使った商品を取り扱いました。	・高収益作物の耕作面積が減少しており、増加に向けた取組を関係機関と連携し進める必要があります。 ・国の政策変更に伴い、市補助金についても見直しを行う必要があります。 ・引き続き、ふるさと納税の返礼品における草津市産農産物等の取り扱いを推進していく必要があります。	・国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行います。 ・ 需給調整の取組に伴う集落への補助金は廃止し、販売農家における高収益作物等の作付に対する補助金に転換します。【新規】 ・ふるさと納税の返礼品における草津市産農産物等の取り扱いを推進します。
	GAPによるより良い農業経営の実現	・関係機関と連携し市内農業者に対し、「みどりのチェックシート」の取組を通して、GAPの意義や取組方法を普及・啓発します。	・滋賀県大津南部農産普及課より講師をお招きし、「みどりのチェックシート」の研修会を実施し、GAPの意義や取組方法について普及・啓発を行いました。（参加人数56名） ①令和5年8月4日（金）13：30～14：30 ②令和5年8月7日（月）13：30～14：30 ③令和5年8月8日（火）13：30～14：30	・より多くの農業者にGAPの意義や取組方法を普及、啓発する必要があります。	・関係機関と連携し市内農業者に対し、「環境負荷低減のチェックシート」の取組を通して、GAPの意義や取組方法を普及・啓発します。
	気候変動、感染症等リスクへの対策強化	・草津産環境こだわり米推進事業を通じて、「みずかがみ」の啓発を行います。（市内地域まちづくりセンター、隣保館のイベント時にPR） ・環境こだわり農産物の栽培に対する支援を行います。（環境保全型農業直接支払交付金） ・気候変動、感染症等に伴う農業者の収入減少に備えるため、収入保険の保険料を一部助成することにより、保険加入を推進し、農業者の負担軽減とリスクへの備えを強化します。	・草津産環境こだわり米推進事業を通じて、「みずかがみ」の啓発を行いました。（計7箇所のまちづくりセンター・隣保館のイベント時にみずかがみの提供・チラシの配布によりPR） ・環境こだわり農産物の栽培に対する支援を行いました。（環境保全型農業直接支払交付金の交付） 取組農業者計：7団体（84名） 交付金額：12,089千円 ・収入保険の新規加入者に対し、加入時の保険料の一部を助成しました。	・さらなる「みずかがみ」の啓発を行い、魅力を伝えることで需要の増加を行う必要があります。 ・令和4年度と比較し、支援対象者は増加しているが、単価の低い取組が増えたことから交付金額が減少しています。 ・収入保険の加入を推進し、保険料の一部助成を行いました。	・草津産環境こだわり米推進事業を通じて、「みずかがみ」の啓発を行います。（市内地域まちづくりセンター、隣保館のイベント時にPR） ・環境こだわり農産物の栽培に対する支援を行います。（環境保全型農業直接支払交付金）
ブランド推進強化の	草津ブランドの強化	・「青花粉末」を活用したマーケティングを立命館大学食マネジメント学部 に依頼して、効果的な商品展開について研究、分析を行います。 ・草津ブランド候補商品の開発にかかる経費の一部を補助し、草津ブランドの活性を図ります。 ・「草津ブランド市」や、湖南農業高校と連携した「次世代マルシェ」を引き続き開催するほか、立命館大学が主催し、市が共催する「健幸フェスタ」において、イベントブースの出展を行います。	・立命館大学食マネジメント学部と連携し、「青花粉末」を活用したあおばなの普及啓発について調査・研究を行いました。 ・ 「あおばなの青」を表すキャッチコピーを作成しPRを図る為、令和4年度に申請を行った商標「草津ブルー®」について、商標登録が完了しました。【新規】 ・新たなブランド候補品の開発を支援する補助金については、令和5年度は申請が無かったため、補助金の交付はありませんでした。 ・「草津ブランド市」の開催や、湖南農業高校と連携した「次世代マルシェ」を開催するとともに、立命館大学で行われた「健幸フェスタ」にイベントブース（アオブナ液で指アート制作）を出展し、市民が農にふれあう機会の創出を図りました。	・「青花粉末」を活用したあおばなの普及啓発について、立命館大学食マネジメント学部と連携を強化していく必要があります。 ・商品開発補助金については申請希望者がほとんど無いことから、改善を行う必要があります。 ・既存のイベントを継続しながら、大学や地域等のイベントと連携を図ることで、市民が農にふれあう機会の拡大を図っていく必要があります。	・「青花粉末」を活用したマーケティングを立命館大学食マネジメント学部 に依頼して、効果的な商品展開について研究、分析を行います。 ・商品開発補助金については執行を保留し、草津ブランド協議会において改善の方向性や制度の検討を行います。 ・「草津ブランド市」や、湖南農業高校と連携した「次世代マルシェ」を引き続き開催するほか、立命館大学が主催し、市が共催する「健幸フェスタ」において、イベントブースの出展を行います。

「第2次草津市農業振興計画に基づく取組予定（基本方針3「『農』を通じたつながりの拡大）」

※重点事業太字					
基本施策	取組事業	R 5取組予定	R 5取組実績	R 5進捗状況の考察・理由	R 6取組予定
地産地消の推進	草津市産農産物の流通拡大	・地産地消の向上が期待できることから、やさいバス株式会社が実施予定の野菜バス事業の本格実施に向け、関係事業者等の支援を行います。 ・農業者へのヒアリング結果を基に本格実施にあたり、草津市産農作物の取扱いの増加となるよう農業者や関係機関との調整を実施します。	・やさいバス株式会社が実施予定の野菜バス事業については、輸送手段の確保ができなかったことから、本格稼働に至りませんでした。 ・草津ブランドの「からすまれんこん」について、滋賀県が運営する「ここ滋賀」のホームページで特集記事を組んでいただき、東京・日本橋の実店舗でも販売いただいたほか、東京の飲食店で食材として使用いただき、需要・販路拡大を図りました。	・今後の事業の動向を注視し、事業実施に向け市として支援可能なことがあれば、支援を行う必要があります。 ・引き続き、草津市産農作物の取扱いの増加に向けた取組を進めていく必要があります。	・事業の動向を注視しつつ、必要な支援を行うとともに、本格稼働開始の際には、市として周知・広報活動を実施します。 ・草津市産農作物の取扱いの増加につながるよう農業者や関係機関との調整を実施します。
	※草津市産農産物の利用拡大	・草津ブランドの認知度を高める取組を行うとともに関係機関等と協議を行い、草津市産農産物の認知度向上と消費拡大を図ります。	・立命館大学サービスラーニングセンターが開講する「シチズンシップ・スタディーズ」において、「草津ブランド認知力向上のために P R 戦略を考える」をテーマに、参加学生によるチラシの考案や各イベントへの出席、SNSでの発信、立命館大学生協とのコラボメニュー考案（現在進行中）を行いました。	・地産地消の理解が浸透し、購入に繋げるには、継続的な普及・啓発が必要であり、引き続き、関係機関との連携によるPRを行うとともに、市内飲食店舗および小売店等での草津市産農産物の利用拡大等を通じて、地産地消の取組を進める必要があります。	・草津ブランドの認知度を高める取組を行うとともに関係機関等と協議を行い、草津市産農産物の認知度向上と消費拡大を図ります。
情報発信・ふれあいの機会の推進	※情報発信の充実	・「農」に関するイベントの開催案内等を市HPや広報を通じて周知することや、草津ブランド推進協議会のinstagram等を活用し、イベント風景や取組状況を発信することで、取組内容の啓発も進めます。 ・たくさんの方に市の取組を知っていただけるコンテンツを調査・研究を行います。	・「農」に関するイベントの開催案内等を市HPや広報を通じて周知することや、草津ブランド推進協議会のinstagram等を活用し、イベント風景や取組状況を発信することで、取組内容の啓発を進めました。	・市HPや広報、草津ブランド推進協議会のInstagramを活用して、引き続き、取組内容を啓発していく必要があります。	・昨年度から引き続き、「農」に関するイベントの開催案内等を市HPや広報を通じて周知することや、草津ブランド推進協議会のinstagram等を活用し、イベント風景や取組状況を発信することで、取組内容の啓発も進めます。
	市民農園の活用推進	・民間が運営する農園事業の状況を把握し、今後の対応を検討します。 ・アンケートの実施等、利用者交流のニーズ把握を行います。	・新たに民間事業者が設置された貸農園（1 か所）について情報提供いただき、市ホームページに掲載し、市民への周知を行いました。 ・市の設置する市民農園の利用者交流のニーズ把握については実施に至りませんでした。	・市民農園のニーズは旺盛ですが、市の設置する市民農園だけでは限界があることから、民間事業者の設置する貸農園の情報収集に努める必要があります。 ・利用者同士がお互いに気持ちよく市民農園を利用できるよう、交流が持てるような取組を検討する必要があります。	・民間が運営する農園事業の状況の把握に努め、市民への情報提供を行います。 ・利用者交流の取組について検討を行います。
	グリーンツーリズムの推進	・草津市観光物産協会において、草津ブランド認定品を中心とした草津の独自色のある商品等に焦点を当てたツアーを造成・実施し、草津の農産物に触れていただく機会の増加を図ります。 ・来駅者や関係者のニーズ調査を実施し、道の駅草津のリノベーション基本計画策定を行います。	・あおばな摘みやいちご狩りの自転車を活用したツアーやハイキングを実施しました。 7月30日発「草津を自転車で楽しむあおばなツアー」参加者9名 3月27日～3月30日「いちご狩りと電動アシスト自転車1日レンタル付！！桜満開の草津市をE-bikeで自由に散策」参加者20名 7月29日発「あおばな摘みとあおばな染めの体験」参加者16名 ・来駅者や関係者のニーズ調査を実施し、道の駅草津のリノベーション基本計画を策定しました。	・草津の農産物に触れていただく機会の増加を図るため、今後も引き続き、グリーンツーリズムの推進を図る必要があります。 ・基本計画の策定において、ニーズ調査の結果等を勘案し、リノベーションのコンセプトを「子育てを楽しむ・応援する」としたところであり、道の駅草津における農業体験や収穫体験などのグリーンツーリズムの推進については、今後も関係者と連携、調整を図りながら検討する必要があります。	・草津市観光物産協会において、草津ブランド認定品を中心とした草津の独自色のある商品等に焦点を当てたツアーを造成・実施し、草津の農産物に触れていただく機会の増加を図ります。 ・道の駅草津における農業体験や収穫体験などのグリーンツーリズムの推進については、他の自治体の取組事例を調査し、受け皿となる農業者をはじめとして、着地型観光実施に向けた関係者の意向や課題を調査研究します。
	家庭菜園・ベランダ菜園の推進	・イベント等で野菜袋栽培の実演を通して、庭やベランダ等でも容易に野菜づくりができることを発信し、市民に「農」を身近に感じる機会を創出します。 ・家庭菜園での野菜づくりについて、興味関心を持つ市民を対象に講座を開催します。	・イベント等での野菜の袋栽培の実演を通して、庭やベランダ等でも容易に野菜づくりができることを発信し、市民に「農」を身近に感じる機会を創出しました。 ・家庭菜園での野菜づくりについて、興味関心を持つ市民を対象に講座を開催しました。 9月24日：手軽に地元伝統野菜を袋栽培で！（山田ねずみ大根）参加者17名 11月4日：寒締ほうれんそうの袋栽培 参加者17名 12月24日 山田ねずみ大根のたくあん漬け講習会 参加者10名	・参加者のニーズを踏まえる必要があります。 ・「農」や家庭菜園等について興味を持ってもらうため、市民を対象とした講座や、袋栽培の実演について、今後も継続して行っていく必要があります。	・イベント等で野菜袋栽培の実演を通して、庭やベランダ等でも容易に野菜づくりができることを発信し、市民に「農」を身近に感じる機会を創出します。 ・家庭菜園での野菜づくりについて、興味関心を持つ市民を対象に講座を開催します。
	農業振興拠点施設の機能の拡充	・来駅者や関係者のニーズ調査を実施し、道の駅草津リノベーション基本計画を策定します。	・来駅者や関係者のニーズ調査を実施し、道の駅草津リノベーション基本計画を策定しました。	・県の道の駅草津駐車場拡大事業と連携し、関係者の意見を踏まえながら、事業を進めていく必要があります。	・県や関係者と調整しながら、道の駅草津リノベーションの基本設計を行います。
	即売会等の実施	・「草津ブランド市」や、湖南農業高校と連携した「次世代マルシェ」を引き続き開催するほか、立命館大学で行われる「健幸フェスタ」においても、イベントブースの出展を行います。	・「草津ブランド市」の開催や、湖南農業高校と連携した「次世代マルシェ」を開催するとともに、立命館大学で行われた「健幸フェスタ」にイベントブース（アオバナ液で指アート制作）を出展し、市民が農にふれあう機会の創出を図りました。 ・草津市役所において、松原中学校で栽培した大根の販売会を実施しました。【新規】	・既存のイベントを継続しながら、大学や地域等のイベントと連携を図り、市民が農にふれあう機会の拡大を図っていく必要があります。	・「草津ブランド市」や、湖南農業高校と連携した「次世代マルシェ」を引き続き開催するほか、立命館大学で行われる「健幸フェスタ」においても、イベントブースの出展を行います。 ・令和5年度に引き続き、学校等で栽培された農産物の販売会を実施します。
	食農教育の充実	・「たんぼのご体験事業」を行うとともに、「はたけのご体験事業」については、公立教育保育施設の他に私立教育保育施設まで対象施設を拡大し、「農」に関わる機会の創出を図ります。	・従来から実施している小学生を対象とし、「育て」「収穫し」「食べる」までの一貫した体験学習「たんぼのご体験事業」を実施したほか、「はたけのご体験事業」については、公立教育保育施設の他に私立教育保育施設まで対象施設を拡大し、「農」に関わる機会の創出を図りました。	・「農」に関わる機会を設けるために「たんぼのご体験事業」および「はたけのご体験事業」について、今後も継続して行っていく必要があります。	・引き続き、「たんぼのご体験事業」を行うとともに、「はたけのご体験事業」については、公立教育保育施設の他に私立教育保育施設まで含めて実施し、「農」に関わる機会の創出を図ります。
異業種連携の強化	関係機関との連携強化	・J Aや県等の関係機関と毎月1回、関係機関連携会議を開催し、高収益作物の生育状況や新規就農者情報など、連携を強化していく事項について情報共有や意見交換を図ります。 ・湖南地域農業センターをはじめ、市域を超えた広域的な産地形成について、関係機関との連携を強化を図ります。	・J Aや県等と毎月1回、関係機関連携会議を開催し、高収益作物の生育状況や新規就農者情報などの情報共有を図るとともに、意見交換を行うことで、農業者への支援を行いました。 ・広域的に栽培研修会や経営に関する研修会等を実施されている湖南地域農業センターの運営に参画し、同センターの取組や、近隣市町との意見交換・情報共有を図りました。	・今後も継続してJ Aや県等と毎月1回、関係機関連携会議を開催し、高収益作物の生育状況や新規就農者情報など、連携を強化していく事項について情報共有や意見交換を図っていく必要があります。 ・今後も継続して、市域を超えた広域的な取組について、関係機関との連携を強化していく必要があります。	・J Aや県等の関係機関と毎月1回、関係機関連携会議を開催し、高収益作物の生育状況や新規就農者情報など、連携を強化していく事項について情報共有や意見交換を図ります。 ・湖南地域農業センターをはじめ、市域を超えた広域的な取組について、関係機関との連携強化を図ります。
	農福・農商・農学の連携強化	・草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたたくあん漬け講習会を実施します。 ・「青花粉末」を活用したマーケティングを立命館大学食マネジメント学部 に依頼し、効果的な商品展開について研究、分析を行います。	・草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたたくあん漬け講習会や、立命館大学食マネジメント学部と連携し、栽培から加工・調理レシピ作りを実施することで、「山田ねずみ大根」の保存・伝承を図りました。 ・立命館大学食マネジメント学部と連携し、「青花粉末」を活用したあおばなの普及啓発について調査・研究を行いました。	・今後も継続して、草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携した草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたたくあん漬け講習会を開催する必要があります。 ・「青花粉末」を活用したあおばなの普及啓発について、立命館大学食マネジメント学部と連携を強化していく必要があります。	・草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたたくあん漬け講習会を実施します。 ・「青花粉末」を活用したマーケティングを立命館大学食マネジメント学部 に依頼し、効果的な商品展開について研究、分析を行います。
環境に配慮した農業の推進	環境保全型農業の推進	・県の推進する「CO2ネットゼログレイッシュ創造事業」の動向を注視し、農業施設への太陽光パネル等の設置及び、スマート農業へ利活用について調査・研究します。 ・環境保全型農業に関連する県や他市等の取組事例を調査・収集し、より効果的な啓発・周知の手法の検討を行います。	・県の推進する「CO2ネットゼログレイッシュ創造事業」の動向を注視し、ハウス団地での太陽光パネルの設置に向けた調査・研究を行いました。 ・堆肥や炭を活用した、環境保全型農業に関連する県や他市等の取組事例を調査・収集しました。	・太陽光パネルの設置に対する農地への影響を把握する必要があります。 ・環境保全型農業の推進に向けて、農家や団体に対し、他市等の取組事例について情報共有し、取組みが可能か検討していく必要があります。	・県の推進する「CO2ネットゼログレイッシュ創造事業」の動向を注視し、農業施設への太陽光パネル等の設置及び、スマート農業へ利活用について調査・研究します。 ・環境保全型農業に関連する県や他市等の取組事例を調査・収集し、より効果的な啓発・周知の手法の検討を行います。
	資源循環型農業の推進	・野菜残さを活用した資源循環型農業に関する県や他市等の取組事例について調査・研究を行うとともに、野菜残さの処理に課題を抱える農業者と連携し、課題解決に向けた方策を検討します。 ・温暖化対策担当部署と連携し、脱炭素社会の実現に向けた資源循環型農業の啓発に関するイベント等を開催します。	・野菜残さを活用した資源循環型農業に関する取組事例について調査・研究を行うとともに、野菜残さの処理に課題を抱える農業者や、野菜残さの処理技術を持った事業者と連携し、課題解決に向けた方策を検討しました。 ・温暖化対策担当部署と連携し、脱炭素社会の実現に向けた資源循環型農業の啓発に関するイベント等（地球冷やしたいセミナー）を3回開催しました。 参加人数44人	・野菜残さを活用した資源循環型農業の実現に向け、農業者や企業と引き続き調整を進めていく必要があります。 ・野菜残さをたい肥として活用するための処理設備について、関係機関と協議を行いました。が、設備の設置場所について、今後も検討していく必要があります。 ・今後も継続して温暖化対策担当部署と連携し、脱炭素社会の実現に向けた資源循環型農業の啓発に関するイベント等を開催する必要があります。	・野菜残さを活用した資源循環型農業に関する県や他市等の取組事例について調査・研究を行うとともに、野菜残さの処理に課題を抱える農業者と連携し、課題解決に向けた方策を検討します。 ・温暖化対策担当部署と連携し、脱炭素社会の実現に向けた資源循環型農業の啓発に関するイベント等を開催します。